

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第19号

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第2項及び第4項、第8条第2項並びに」を「第7条第4項及び」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。